

日本計量新報

計測と科学

毎週日曜日発行

日本計量新報社

東京都千代田区神田錦町3-11-8

(武蔵野ビル)

〒101-0054 TEL 03-3295-7871

FAX 03-3295-7874

http://www.keiryu-keisoku.co.jp/

振替口座 00140-5-12935

購読料年間25,000円(消費税別)

定量計量専用機

Pack NAVI

速くハカル、

楽にツメル



Yamato

大和製衡株式会社 tel:078-918-0577

http://www.yamato-scale.co.jp/

今週の主な記事

計量法施行規則等を一部改正し3月30日公布、一部を除き即日施行、改正省令案への意見募集
① 計量法施行規則の一部を改正する省令
② 計量法施行規則の一部を改正する省令
③ 計量法施行規則の一部を改正する省令
④ 計量法施行規則の一部を改正する省令
⑤ 計量法施行規則の一部を改正する省令
⑥ 計量法施行規則の一部を改正する省令
⑦ 計量法施行規則の一部を改正する省令
⑧ 計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則等を一部改正 3月30日公布、一部を除き即日施行

経済産業省は3月30日、計量法施行規則等を一部改正し、公布した。一部を除き即日施行された。関連する告示も公布。改正された計量法施行規則等は経済産業省ウェブサイト「計量行政」に掲載している。本紙の⑤面にも掲載した。

検定証印等の西暦年号表記方法等

今回の計量法施行規則等について必要な措置を等の一部改正は、2011年(平成28)年11月に計量行政審議会等取りまと

められた答申「今後の計量行政の在り方」次なる要望に「10年に向けて」等を踏まえて、前回の省令等改正(2017「平成29」年9月22日公布)に続き、計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)

改正省令案への意見募集 結果を3月30日に公表

経済産業省計量行政室は3月30日「計量法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果」を電子政府の総合窓口のウェブサイトで公表した。

改正された計量法施行規則等は3月30日公布され、即日施行された。

ただし「指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令」は4月1日の施行。

意見募集結果の公表 この改正案に関して意見募集していたが、同日、募集結果も公表した(別項参照)。

改正の概略 改正の概略は次のとおり。

① 検定証印等の年号表記について、「(ア)ポスト

ロフイ」と西暦年数十位以下の数字による表記を認める旨を規定した。

② 装置検査証印について、年号表記を西暦年数に限定し、様式を和暦表記から西暦表記のものに改めるとともに、「(ア)ポストロフイ」と西暦年

数十位以下の数字による表記を認める旨を規定した。

③ 検定証印および基準適合証印のほり付け印の様式を規定した。

④ 基準適合証印とともに付する有効期間満了の年月および基準適合証印を付した年月の表示方法について、基準適合証印を

付す方法と同様に、産業技術総合研究所(産総研)または日本電気計器検定所(日電検)が個々に定めることができる旨を規定した。

⑤ 指定検定機関の指定の申請をしようとする者が申請書に添付する書類に、検定管理責任者(検定を実施する者のうち、その業務を統括し、かつ

当該業務に関する指導および教育訓練についての権限及び責任を有する者)の氏名、当該者が産総研の実施する講習を修了した旨および修了年月日を記載した書類、を追加した(指定検定機関の申請に、検定管理責任者の講習修了が必須要件になったため)。

⑥ 校正に関する用語の国際整合化のため、計量法第143条に基づき登録された校正事業者の校正能力を示す「最高測定能力」(the Best Measurement Capability)を「校正測定能力」(the Calibration and Measurement Capability

に改めた。

改正計量法施行規則等改正された計量法施行規則等は経済産業省ウェブサイトに掲載されている(http://www.met.go.jp/policy/eco

no_infra/32_seisho_reikaisei_rireki.html#180330)。本紙の⑤面にも掲載した。

▼計量法施行規則の一部を改正する省令(平成30年経済産業省令第10号)、計量法施行規則の一部を改正する省令(新旧対照表) (http://www.met.go.jp/policy/eco

no_infra/33_kokujikai_sei_rireki.html#180330)。▼計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める西暦年数の表記方法、検定証印をほり付け印により付する場合の様式を定める件(平成30年経済産業省告示第57号)



TANIITA デジタルスケール (TL-280) 見やすいバックライト付大型表示 ¥33,000(税抜)

付す方法と同様に、産業技術総合研究所(産総研)または日本電気計器検定所(日電検)が個々に定めることができる旨を規定した。

▼計量法施行規則の一部を改正する省令(平成30年経済産業省令第10号)、計量法施行規則の一部を改正する省令(新旧対照表) (http://www.met.go.jp/policy/eco

no_infra/33_kokujikai_sei_rireki.html#180330)。▼計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める西暦年数の表記方法、検定証印をほり付け印により付する場合の様式を定める件(平成30年経済産業省告示第57号)



高分解能の追求 最小表示1μg

- 無風イオナイザー標準装備 ※特許申請中
- 導電性ガラス風防採用
- フィルター用計量皿標準付属 (BM-20/22のみ)
- クロスライドドア
- USBとRS-232Cの2方式インターフェースを採用

6機種をご用意
ひょう量：22g~520g
最小表示：0.001mg~0.1mg
標準価格：¥320,000~¥800,000(税抜)



高精度分析天びん BM シリーズ